

岩手県告示第 469 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 6 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 遠野住田線
- 2 供用開始の区間 遠野市東館町 61 番 4 地先から遠野町 31 地割 9 番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 19 年 6 月 1 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
  - (2) 期間 平成 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで